

受刑者に対する認知行動モデルに基づいた介入

堀越 勝

<索引用語：矯正教育，認知行動療法，受刑者への介入>

1. はじめに

平成18年5月、約100年間、頑強に守られてきた「監獄法」が改正された。監獄法は、刑務所、拘留所などのいわゆる「監獄」を運営するための根拠法で、受刑者などの施設収容者はこれまでその法律にしたがって取り扱われてきた。監獄法の改正については、過去に2度も国会で審議されたが、実現には至らなかった。しかし、今回、国家を法改正に踏み切らせた主な原因は再犯率の増加と受刑者の待遇の問題の2つと考えられている。

再犯率の増加に関しては、平成19年版犯罪白書によると、約30%の再犯者によって、総犯罪件数の約60%の犯罪が行われているという調査結果が報告されている。20代前半で1犯目を犯した者の41%が、その後再犯に及んでおり、他の年齢層に比べて1犯目の犯罪を犯した者が2犯目以降を犯す比率が高い。この年齢層では再犯に至る者のうちの約47%が2年以内に再び同じ犯罪に手を染めている。罪種別の再犯率は、初犯で窃盗を犯した人が再犯に至った割合が45%、覚せい剤取締法違反は42%、傷害・暴行は33%であった。このように、認知される犯罪総数は減少傾向を辿っている一方で再犯を食い止めることができないという現状に対し何らかの介入をする必要が生じている。法務省は白書の中で「刑事政策として再犯者対策が重要であることの根拠がここにある」と再犯者対策の重要性を訴えている。

一方、受刑者の待遇の問題としては、近年、多

くの刑事施設では定められた収容人員を上回る過剰収容状態が続いている。また、平成13年12月に名古屋刑務所の刑務官が特別公務員暴行陵虐致死傷罪により相次いで逮捕されるという不祥事が起こった。そこで、国民の矯正行政に対する不信を一掃するためには、監獄法の改正という大きな変化が必要となったと考えられる。監獄法の改正においては、再犯の防止策と受刑者の人権に対する配慮が各所に織り込まれ、新しい矯正教育の在り方が示されている。有期、または無期に受刑者の自由を奪う「自由刑」、そして労働を課す「懲役」が監獄法の中心的な処遇であったが、法改正後は収容者の社会復帰のためのリハビリテーションとして矯正教育が果たす役割が強化されることになった。その様な状況の中で、国は官民協働刑務所の運営に踏み切り、民間からのノウハウを導入して新しいタイプの刑務所運営に着手し始めた。本稿は、そのような民間協働刑務所における、犯罪者に対する認知行動モデルに基づいた矯正プログラムとその効果について報告することを目的としている。

2. 受刑者に対する矯正教育とその効果

矯正教育の方法はその背景にある考え方によって大まかに3つのタイプに類別することができる。まず、犯罪行為の代償に不快感や罪悪感をもたらすことで改心を促す功利主義タイプ、次に、犯罪は生まれつき、または育った環境によって「異

表1 Meta-analytic review of interventions with offenders

Source author (date)	Number of outcomes	Mean effect size
Garrett (1985)	121	+0.18
Gensheimer et al. (1986)	31	+0.26
Mayer et al. (1986)	17	+0.33
Gottschalk et al. (2987a)	61	+0.22
Gottschalk et al. (2987b)	14	+0.25
Losel & Koferl (1989)	16	+0.11
Whitehead & Lab (1989)	50	+0.13
Andrews et al. (1990)	154	+0.10
Izzo & Ross (1990)	46	Cog>non-cog, 2.5: 1 ^a
Roberts & Camasso (1991)	46	0.06-0.81 b
Lipsey (1992)	397	+0.10
Gendreau & Goggin (1996)	138	0.00
Pearson et al. (1997)	846	— ^b
Lipsey & Wilson (1998)	200	0.12/0.22 ^c
Redondo et al. (1999)	57	+0.15
Dowden & Andrews (1999)	229	+0.09
Andrews & Dowden (1999)	24	— ^b
Dowden & Andrews (2000)	52	+0.07

a Findings were expressed as a ratio of effects of two different types of programme.

b No mean effect size was reported.

c Mean effect sizes for institutional and community-based programmes, respectively.

James McGuire (2001) によって報告されたリスト

常」になった結果であるから、分別して社会から隔離する行動主義タイプ、最後に、育った段階で社会的スキルなどを学習してない、または誤って学習した結果の犯罪であると考え、再学習をする機会を与える学習理論タイプの3種類である。これまでの監獄法では、功利主義の色彩が強く、受刑者に厳しく迫り回心と反省を促すことで、再犯を食い止めようとする傾向がある。しかし、近年の世界的な矯正教育の流れは、社会復帰を目指したりハビリ色の濃い矯正教育プログラムを実施する傾向にあること (McGuire, 2001)、また、人間の持つ問題、つまり問題行動などの諸症状は認知の在り方に起因し、その対処法としては、認知再構成か問題対処方略による介入を用いる、認知行動モデルを基礎としたプログラムが奏功していることが報告されている (Cooke & Philip, 2000)。

そうした矯正教育プログラムの効果については、海外ではメタ分析による効果の測定が行われている。表1は近年の矯正教育プログラムに対するメタ分析の結果をリストしたものである。

一連の分析結果を見る限り、矯正プログラムの効果はそれほど高いものとは言えないが、対象者が受刑者であることから、サンプルの偏りを統制することが難しいことは容易に想像することができる。また近年、こうした研究結果から、効果があると思われるプログラムに共通する幾つかの点が明らかにされてきた。Wexler (1998) は再犯の防止に役立つと思われる矯正教育プログラムに共通する7つの特徴をリストしている (表2)。それら7つの特徴を要約すると、プログラムの目的がはっきりしていること、十分な訓練を受けたスタッフによって実施されていること、認知行動モデルに基づいたプログラムであること、対象者に

表2 Wexler による効果があると思われるプログラムに共通した7つのポイント

- ①犯罪発生の原因についての明確なモデルが示され、そのモデルに則った再犯防止プログラム、またはサービスが効果的に機能している。また、これらのプログラムは、適切で明確な科学的データによって実証されている。
- ②犯罪歴、その他の情報に則した再犯リスクのアセスメント、また、その情報に応じたレベルのプログラムやサービスに受刑者を配置することが重要であることが認められている。
- ③犯罪を犯す必要性、特に再犯リスクファクター（態度、犯罪仲間の影響、スキルの不足、薬物依存傾向、セルフコントロール問題）についての確かなアセスメントが再犯防止には不可欠。
- ④再犯防止に効果を上げているのは、活動的で、問題焦点型、参加型の内容、受刑者の性質に合わせてスタイルを変化させることができる方法を持ったプログラムで、同様の原則を用いたサービスも効果を上げている。
- ⑤効果的な方法とは、目的が明確でわかりやすく、受刑者のニーズに合ったもので、訓練された技術とプログラム構成を提供できるスタッフが必要となる。
- ⑥最も安定した効果を生んでいるのは、認知行動モデルに基づいて構築されたプログラムで、受刑者が犯罪を犯した時の考え、感情、また行動の関連性を理論的に、また行動的に焦点を当てたものである。
- ⑦サービスは適切で十分な訓練を受け、十分な資源を持ち合わせた人材によって提供される必要がある。こうした人材は、常に目的に目を向け、対象に適切な方法を柔軟に選択し、参加者の進捗状況についての評価を考慮し、また全体的に進捗状況を判断することができる。

Wexler, D B. (1989) の内容を著者が翻訳し表にまとめた

合わせたプログラムであること、科学的証拠に基づいたプログラムであることなどを挙げるができる。

3. 官民共働刑務所における介入

監獄法の改正という行政側の変化と並行して、受刑者を取り巻く現場環境も大きく変動している。その動きの一つとして、PFI 刑務所 (Private Finance Initiative の略) の設置を挙げることができる。PFI とは、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法で、PFI 刑務所とは民間が矯正プログラムなどの開発と実施を請け負うなどの形で参入している官民協働刑務所のことである。具体的には、第1号案件の山口県美祢市の美祢社会復帰促進センター、第2号案件の島根県あさひ市のあさひ社会復帰促進センター、第3号案件の栃木県さくら市の喜連川社会復帰促進センター、第4号案件の兵庫県加古川市の播磨社会復帰促進センターの4か所で、それぞれ「社会復

婦促進センター」という名称で呼ばれているように、犯罪者の社会復帰のためのリハビリテーション施設という位置づけが強調されている。本稿では第1号案件の山口県美祢市の「美祢社会復帰促進センター」で実施されている認知行動モデルに基づいた矯正教育の試みを紹介したい。

4. 認知行動モデルに基づいたプログラムの開発

認知行動モデルとは、感情、行動、身体反応などの諸反応は、出来事をどのように解釈するかによって影響されるという考え方である。幼児期体験から作られた信念 (中核信念) に導かれて普段の生活のルール、構え、思い込みなどが作られる (条件信念)。人はこうした考え方に見合う行動 (代償行動) を行ったり、感情、身体症状などの諸反応を体験する。そうした信念が現実から離れたものであるほど、不適切な考えや感情、問題行動などを体験することになる。

認知行動療法は認知行動モデルを基礎に構築された精神療法である。この療法では、非現実的な

信念を変容すること、または問題解決法を習得することを介入法と考える。しかし、先述の中核信念や条件信念などの基本的な信念は認識し難い。そこで、それらの信念から自動的に発生する考え方（自動思考）や感情に注目すること、また行動を変化させることで基本的な信念を変化させるように働きかける。認知行動療法の特徴については以下の5つのポイントを挙げることができる。①問題を認知的視点から見る：認知行動モデルから情動の問題や問題行動を解釈する、②協働的な取り組み：セラピストと患者とがチームとなって問題解決に当たる、③問題焦点型：直面している問題に焦点を当て、それを数字などで表現し目標設定を行う、④構造化された介入：面接はほぼ決められた手順で行われる、⑤面接間の活用：次の面接までに宿題などを通して、具体的な実践訓練を行う。

認知行動モデルに基づいた受刑者に対する矯正教育であるが、現時点ではイギリスとカナダが他の国をリードする形になっていると言っても過言ではない。そこで、法務省を通じ、カナダのオンタリオ州で用いられているプログラム数種類を入手し、それらを参考にプログラム開発を開始した。しかし、翻訳をしたそのままのプログラムを学生、社会人、受刑者で試行してみたが、すこぶる評判が悪く予想を裏切る結果となった。問題点として、①内容が難しすぎる：翻訳版のプログラムを大学生、大学院生を対象にトライアルを行ったが、内容が難しすぎるというフィードバックが多かった。②文化的な調整が必要である：海外、とくに西欧諸国では、家庭だけではなく、学校教育においても自分の気持ちを自分の口で表現できるように訓練される。そうした文化的な背景を持ったプログラムを日本人受刑者に導入するには内容を調整する必要がある。③1回の情報量が多すぎる：海外の受刑者プログラムを試行したところ、豊富な内容に圧倒されてしまうことがわかった。④実施者の力量が問われる：日本の精神療法の訓練では、一対一の治療関係を想定したものがほとんどで、集団療法を実施するための訓練を受けることが少

ない。当然のことながら、グループ介入を行うことに慣れていないため、グループをまとめきれないという問題点も浮上した。⑤治療なのか教育なのかのジレンマ：海外の刑務所には専門家が常駐していたりして、療法としての介入を行う土壌があるが、日本の場合、特に刑務所ではそうした環境が整っているわけではない。受刑者の心のパンドラの箱を開けてしまっても良いのかという疑問点が浮上した。

これらの問題点を考慮しながら、プログラムの開発を行った。結果的には、以下の特徴を備えたプログラムが完成した。①イラスト、身近な事例、喩などをふんだんに使い、理解しやすいように工夫した。②ディスカッションなどを短時間に行っている。短時間にするだけで、話が脱線しないこともその利点として挙げることができる。③1回のセッションで伝えたいことを1つか2つに絞る。④パワーポイントを使ってプログラムを作り、それを見せながらグループを進めることで、実施者側の質の違いを最小に抑える。⑤心理教育の面を強調し、学習したことを出所後に応用させることができるよう問題解決の方法を学ばせることを中心とする。

5. 認知行動モデルに基づいたプログラムの実践と効果

美祿社会復帰促進センターでは、社会復帰のための就労支援プログラムなどの他に、一般改善プログラムと呼ばれる受刑者全員を対象とするプログラムと特別改善プログラムと呼ばれる、薬物問題、交通事犯、被害者の視点に立つなど、犯罪の種類に特化したプログラムを実施している。一般改善プログラムとしては、認知行動モデルに基づいた、怒りのマネジメントや問題解決法について、受刑者全員がそれぞれの居室でワークブックを用いて学習するという形で実施されている。この自学自習用のワークブックは新たに開発されたもので、受刑者の学習意欲と理解度の向上を図るため、イラストや親しみやすい事例を用いるなど、受刑者にとって興味深い内容になるように工夫さ

表 3

回	単 元	指導内容
1	プレ・テスト	心理検査/導入契機
2	“赤信号に気付こう”	人生の振り返り/人生の症状 (赤信号)
3	“こころの仕組み”	こころの仕組み (メンタルマップ説明)
4	“怒りとは何か?”	怒りの役割/自分のパターンを知る
5	“怒りの自己モニター”	セルフモニター/感情共感訓練
6	“怒りの問題点とは?”	怒りの問題点を知る
7	“怒りの対処法”	怒りの対処法/思考の歪みに気付く
8	“『選択』と『決意』①”	痛み止め/『ほしいもの』・『必要なもの』
9	“『選択』と『決意』②”	第一印象/新しい問題解決法
10	“『選択』と『決意』③”	コミュニケーションとは
11	“『選択』と『決意』④”	問題解決が上手くいかない時に……
12	“『選択』と『決意』⑤”	メンタルマップを使った問題解決実践
13	“『選択』と『決意』⑥”	人間関係の重要性/総まとめ
14	ポスト・テスト	心理検査/フィードバック

れている。このワークブックについては、標準化されてはいないが、独自の尺度を用いた約 650 名のデータについて前後比較を実施したところ有意な差を見出すことができた。

特別改善プログラムとしては前述のように罪種に特化した数種類のプログラムが走っているが、その中の一つである反犯罪性思考プログラム (ACT プログラム) は、犯罪に至る考え方やパターンに気付くこと、それらを修正するために認知行動モデルに基づいた手法を用いるプログラムである。1 クール 12 回で構成され、1 グループ 15 名で行い、怒りのマネジメントと問題解決法の学習の 2 部構成からなるプログラムである。男女はそれぞれ別のグループを組織して実施されている。グループの形態は、クローズド形式で、15 名が半円になる形で司会者を交えて実施される。1 回の実施時間は 90 分で、パワーポイントを用いて行われる。セッションの中ではグループディスカッションやグループワーク、宿題などが用意された体系的なプログラムで、治療的というよりは教育色の強いプログラムである。表 3 は、セッション毎にその概要をまとめたものである。

ACT プログラムの効果については、受刑者の計 150 名 (男性 75 名, 女性 75 名) の前後比較調査を実施した。対象者の中で質問紙への記入漏れ、プログラムの中断などの理由から 7 名 (男性 3 名, 女性 4 名) を除外し、計 143 名を分析対象とした。対象者の罪種別分布は、「凶悪犯・粗暴犯」20 名 (男性 5 名, 女性 15 名), 「窃盗犯」70 名 (男性 37 名, 女性 33 名), 「知能犯」40 名 (男性 21 名, 女性 19 名), 「その他の刑法犯」13 名 (男性 9 名, 女性 4 名) であった。罪種の分類は犯罪白書に基づいて分類した。

質問紙の構成は、① Staxi-2 (状態怒り・特性怒り・怒りへの対処法<怒り抑制・怒り表出・怒り統制>), ② 3 次元モデルに基づく対処方略尺度, ③ 主観的な感覚としての人格特性的自己効力感尺度からなっている。また、フラストレーションの推移を見るために、P-F スタディを実施している。

プログラム実施前 (Pre) と後 (Post) の各得点に対して対応のある t 検定を行った。

その結果、特性怒り得点が有意に増加していた ($t(143)=2.73, p<.01$)。特性怒りとは時間を

越えての怒り感情の頻度を示しており、状況にかかわらず怒りを感じる傾向、気質的怒りや欲求不満状態で経験する怒り感情の頻度である。怒り反応が本プログラムを受講することによって、増加する傾向にあることが示された。本プログラムは怒り感情の理解を深め、単に怒り感情を抑制するのではなく、怒りを抱くことを認め、かつ表出において適切な方法を教育する内容になっている。このことから、感情に対する絶対的な否定的価値観が揺らぎ、個人が自身の否定的感情を受け入れ始めれば自然と自身の感情評価については一時的な高まりを見せても不思議ではないと考えられる。ストレスコーピングの結果からは全体で有意な結果は示されなかった。しかし、有意傾向を示す結果や得点の変動は生じており、今後は対象者を増やして再検討を行う必要がある。また、実際のフラストレーションの変化を一緒に取ったP-Fスタディのデータについては現在分析中である。

また、自己効力感については全般的に増加傾向にあり、全体で有意に増加していた ($t(143) = 3.49, p < .01$)。自己効力感の主観的な感覚によるものではあっても、問題対処への自信を増すことにより、困難から逃避的にならずに立ち向かうことができる可能性が増すと予想される。

罪種別に分けて見てみると、「凶悪犯・粗暴犯」では、プログラム実施後における特性怒りと怒り表出得点の増加が有意であった ($t(19) = 3.24, p < .01, t(19) = 4.07, p < .01$)。「窃盗犯」では、自己効力感得点の増加が有意であり ($t(69) = 3.02, p < .01$)、「知能犯」では有意な得点変化は認められなかった。このように「凶悪犯・粗暴犯」と「窃盗犯」に有意な変化が見られ、「知能犯」に変化が見られなかった点は興味深い。

前述のように、このプログラムの目指すところの1つは、これまで自分が無意識に感じたり、行ってきた怒りや問題解決法に気付いたりすることである。受刑者が怒りとは何かなどについて知る、また怒りに関する自分の状態に気付くことが、このプログラムで期待されているところである。今回、衝動的と思われる「凶悪犯・粗暴犯」におい

て、参加者が自らの怒りについて、また自分の怒り表出の方法に気付いた結果の変化であるならば、プログラムの目指すところは果たされていることになる。また自己制御に問題のある「窃盗犯」グループにおいても同様に、自己効力感に変化が見られる点は、このグループの参加者がプログラムの意図する点に注意を向けたことになると考えられる。しかし、「知能犯」については、有意な変化が見られなかった点は今後の検討課題となると思われる。

6. まとめ

本稿では、PFI 刑務所における認知行動モデルに基づいた受刑者の矯正教育プログラムについて報告した。最後に今後の課題を幾つかリストしてみたい。第一に矯正教育は実は「強制」教育だという点である。現時点では、受刑者には、そのプログラムを受けるか受けないかを選択する権利はない。強制されて参加することに対して、興味を持ってもらえるような動機付けの工夫が重要である。

次に、介入に際して、日本の刑事施設はクリニックや病院ではないことを考慮する必要がある。我が国の刑務所にはメンタルケア専門のスタッフが24時間体制で待機しているわけではなく、基本的にケアは処遇と呼ばれる国の職員に任される。したがって、基本は治療というよりは心理教育であると考えの方が安全である。海外の刑事施設と日本の刑事施設の環境的な違いは大きく、文献による効果研究のみを参考にして日本での介入プログラム開発するのではなく、現状に合った介入策を講じる必要がある。

3番目に、介入プログラムの効果の検証を実施することの重要性を浸透させる必要がある。10年間染みついた風土を一朝一夕に変えることはできない。先述のように、改正前の監獄法下では、回心、反省、罪悪感などが受刑者の再犯を阻むと考えられて来たが、既存の効果研究の結果を見る限り、その方法で再犯率が低下しているとは言い難い。法改正後にはリハビリ色の濃い処遇が考え

られるようになり、表面上は大きな軌道修正を行ったかのように見えるが、現場での状況は、効果研究に対する理解のなさや抵抗は依然として顕著であり、いまだに精神論が飛び交っている。今後の課題として、根気強く効果研究の重要性やその方法について現地スタッフと会話し、国の職員の理解を得る必要がある。

最後に、スタッフの訓練の充実が必要不可欠である。Wexlerが指摘するように、十分な訓練を受けたスタッフによる介入が行われない場合、認知行動療法自体には効果の実証があるとしても、きちんとした認知行動療法がスタッフによって実施されていることが担保されることはない。重要な点として、認知行動療法やそのモデルに基づいて開発されたプログラムが奏功するには、間違いなく認知行動療法、またはそのモデルに則った介入がなされている必要がある。つまり、プログラムを実施するのは、現場のスタッフであり、そのスタッフが認知行動療法やそのモデルに精通して

いなければ、はじめから効果は期待できないということである。今後ますますの訓練体制の充実と現場での実証的な研究に対する耐性の向上が望まれる。

文 献

- 1) Cooke, D.J., Philip, L.: To treat or not treat? An Empirical Perspective, Handbbook of Offender Assessment and Treatment (ed. by Hollin, C.R.). John Wiley & Sons Ltd., Chichester, p. 18-34, 2000
- 2) McGuire, J.: What works in correctional intervention? Evidence and Practical Implications Offender Rehabilitation in Practice (ed. by Bernfeld, G.A., Farrington, D.P., Leschied, A.W.). John Wiley & Sons Ltd., Chichester, p. 25-43, 2001
- 3) Wexler, J. T.: How the law can use what works: A therapeutic jurisprudence look at recent research on rehabilitation. Behavioral Sciences and the Law, 15; 368-369, 1998